



US Topics

April 16, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

公正価値の測定および一時的でない価値の下落に関するFASBの新しいガイダンスを論じた2つのPwC DataLine
企業結合および非支配持分に関する新基準の適用についての追加的なPwC ガイダンスがまもなく公表
PwCがFASB/IASBの財務諸表の表示プロジェクトに対する見解を公表
SECが負債証券を除外するように職員会計公報を修正
SECの企業財務部門が財務報告マニュアルの改訂版を公表
SECが財務報告のためのインタラクティブ・データに関する中小企業のためのコンプライアンス・ガイドを公表
FASB関連記事
PCAOBが確認状に関するコンセプト・リリースを公表
ASBが後発事象および後から発見された事実に関するSAS案を公表

■ 公正価値の測定および一時的でない価値の下落に関するFASBの新しいガイダンスを論じた2つのPwC DataLine

先週木曜日(4月9日)、米国財務会計基準審議会(FASB)は、現在の市況が企業の金融商品に与える影響について、より適時性および透明性の高い情報に関する米国証券取引委員会(SEC)の勧告ならびに財務諸表利用者からの要請に応じて3つのFASB職員意見書(FSP)を公表しました。企業はこのガイダンスを2009年6月15日より後に終了する期中期間および会計年度に適用しなければなりません。また、2009年3月15日より後に終了する会計期間に対して早期適用することも認められています。

プライスウォーターハウスクーパース(PwC)はこれらのFSPの重要な側面に関する概要とそれらに関するPwCの洞察を提供した以下の2つのDataLineを公表しました。

- **DataLine 2009-19** では2つのFSPについて論じています。(1) FSP FAS 157-4 は資産あるいは負債のアクティビティの量および(または)レベルが(通常に比して)大幅に減少した場合、または取引価格あるいは観測可能なインプットが規則的取引に結びつかない場合の、公正価値の測定に関するガイダンスを提供しています。(2) FSP FAS 107-1 and APB 28-1 は公開企業に対し期中財務報告において特定の金融商品に関する公正価値の開示を行う(すなわち年1回だけではない)ことを求めています。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7R7356&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>
- **DataLine 2009-20** では3つ目のFSPについて論じています。FSP FAS 115-2 and FAS 124-2 は負債証券の一時的でない価値の下落の認識およびレポーティングの新しい手法を確立し、負債証券および持分証券の両方についての追加的开示要件を規定しています。また、このDataLineでは今週SEC職員によって公表された新しい職員会計公報(SAB)も採り上げています。SAB 111は、SAB Topic 5Mにある現在のガイダンスを、その適用範囲から負債証券を除外することにより修正・代替するもので、これによりこのガイダンスは売却可能な持分証券の一時的でない価値の下落にのみ対応することになります。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7R73CU&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ 企業結合および非支配持分に関する新基準の適用についての追加的なPwC ガイダンスがまもなく公表

明日(4月17日)、PwCは、FASB基準書第141号(R)「企業結合」およびFASB基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分」に関連する適用上の問題に対応したQ&Aを追加した、DataLine 2008-30のアップデート版を公表します。新しいQ&Aの多くは、12月決算会社(第1四半期中に企業結合取引を完了していない企業を含む)の2009年第1四半期の財務報告に関連するものです。PwCでは、企業がアップデート版のDataLineを閲覧し第1四半期ファイリングの公表前に追加ガイダンスを検討することを推奨します。明日金曜日午後12時にCFODirect Network 上に公表されるアップデート版DataLineにご期待ください。

▼ CFODirect Network のメンバーはこのDataLine の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7MF2FL&ContentType=Content>

■ PwCがFASB/IASBの財務諸表の表示プロジェクトに対する見解を公表

PwCは、FASBおよび国際会計基準審議会(IASB)の共同討議資料「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対するコメントレターを両審議会に提出しました。この討議資料は会計的な要件の変更を提案するものではなく、投資家およびその他の一般目的財務諸表の利用者に対して提示される財務データの表示、タイプ、量を変更することを目的とした、両審議会の提案に焦点をあてたものです。例えば、この討議資料では、直接法によるキャッシュ・フロー計算書や注記におけるキャッシュ・フロー計算書の表示項目と包括利益計算書との新しい調整表等、両審議会によって現在検討されている財務諸表表示の多数の変更点を概説しています。

このコメントレターにおいて、PwCは、表示は財務報告の重要な側面であり現在のモデルは強化可能であるという包括的な前提に同意しています。しかしながら、PwCは、この討議資料で提案されているかなりの量の財務情報の分解によって、主要財務諸表が過度に詳細となり利用者にとって分かりづらくなることを懸念しています。また、現在の財務諸表の表示要件に対する変更が、財務諸表利用者のニーズとすべての利害関係者に対する費用対効果とのバランスを適切に反映させるようにするために、これらの提案の再検討にあたり投資家やその他の利害関係者を参加させることが特に重要であると考えています。

▼ CFODirect Network のメンバーは、この他にも両審議会の検討を求める更なるポイントを記載したこのコメントレターの全文を、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7R6HAL&SecNavCode=ASPP-4MMPPBR&ContentType=Content>

■ SECが負債証券を除外するように職員会計公報を修正

負債証券の一時的でない価値の下落に関して最近FASBが公表したFSPの内容を受け、SEC職員はSAB 111「持分証券における特定の投資の一時的でない価値の下落」を公表しました。SAB 111 は、SAB Topic 5M を売却可能な持分証券にのみ対応するように修正するものです。適用対象から負債証券を除外する以外、Topic 5Mに含まれる従前の見解に変更はありません(すなわち、SAB 111は持分証券の一時的でない価値の下落を評価する際に検討すべき新しい要素を特定したり、持分証券に関し合理的な回復期間の評価方法に関する追加ガイダンスを提供したりする等を行っていません)。

▼ SAB 111 の全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/interps/account/sab111.htm>

■ SECの企業財務部門が財務報告マニュアルの改訂版を公表

SECの企業財務部門が財務報告マニュアルの改訂版を公表しました。このマニュアルの前回改訂は2008年12月でした。このマニュアルは、SEC職員がSECのレポーティング規則順守についてレビューを行う際の一般的なガイダンスを提供する、内部向けの非公式の参照文献です。非公式でありながらも、このマニュアルは企業および監査人にとってSECのレポーティングに関する一般情報を参照するための有用な情報源となっています。このマニュアルは財務諸表要件、プロフォーマ情報、非GAAP指標、MD&A等々の多様なトピックを対象としています。

▼ この財務報告マニュアルの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/divisions/corpfincffinancialreportingmanual.pdf>

■ SECが財務報告のためのインタラクティブ・データに関する中小企業のためのコンプライアンス・ガイドを公表

SECの企業財務部門は、XBRLを使ったインタラクティブ・データ形式で財務諸表を提供することを企業に求める、SECの新規則の遵守に関して中小規模の報告企業を支援する、「財務報告のためのインタラクティブ・データ」と題した中小企業のためのコンプライアンス・ガイドを公表しました。

▼ このガイドの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/info/smallbus/secg/interactivedata-secg.htm>

■ FASB関連記事

会議の概要: 4月15日の会議において、FASBは非公開企業に対するFIN 48の適用可能性に関する議論を行いました。

<http://www.fasb.org/action/sbd041509.shtml>

次回の公開会議: FASBは4月22日水曜日に会議を開催予定です。この会議の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/calendar/index.shtml>

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 概念フレームワーク・プロジェクト
http://www.fasb.org/project/conceptual_framework.shtml
 - 排出権取引スキーム
http://www.fasb.org/project/emissions_trading_schemes.shtml
 - FAS 115, FAS 124, and EITF 99-20 - 一時的でない価値の下落
http://www.fasb.org/project/other-than-temporary_impairments.shtml
 - FAS 144 - 廃止事業のレポーティング
http://www.fasb.org/project/discontinued_operations.shtml
 - 金融商品 - 認識と測定の改善
http://www.fasb.org/project/fi_improvements_to_recognition_and_measurement.shtml
 - 市場が活発でないかどうか、および取引が投売りでないかどうかの判断
http://www.fasb.org/project/fas157_active_inactive_distressed.shtml
-

■ PCAOBが確認状に関するコンセプト・リリースを公表

公開企業会計監視委員会(PCAOB)が、AU Section 330「確認プロセス」の修正、あるいは監査確認状に関するPCAOBの現行の基準の代替につながる、基準設定プロジェクトの潜在的方向性に対するパブリック・コメントを募集するコンセプト・リリースを公表しました。このコンセプト・リリースは確認状に関連する多数の問題(現在の基準は15年以上前に起草されたものであることから、その後のテクノロジーやコミュニケーション手段の大幅な進歩の影響などを含む)に関するインプットを募集しています。このコンセプト・リリースは、新基準の検討におけるPCAOBの方向性に関する早期のインプットを考慮することを目的としています。このコンセプト・リリースに対するコメント募集は5月29日まで。

▼ このコンセプト・リリースの全文は以下のPCAOBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.pcaob.org/Rules/Docket_028/2009-04-14_Release_No_2009-002.pdf

■ ASBが後発事象および後から発見された事実に関するSAS案を公表

監査基準書(SAS)の明瞭化および国際監査基準(ISA)とのコンバージェンスのための継続的な試みの一環として、監査基準審議会(ASB)は「後発事象および後から発見された事実」と題したSAS案を公表しました。このSAS案は、後発事象および事実の事後的な発見に関するガイダンスを、ISA 560「後発事象」に整合させて一つのAU セクションに一体化しようとするものです。また、監査報告書の再発行に関して既存のガイダンスに盛り込むと同時に、FASBが後発事象に関する会計的ガイダンスを会計基準成文化プロジェクトに含める決断を下した事実を踏まえて、監査基準書から後発事象に関する会計的ガイダンスの排除を行っています。このSAS案に対するコメント募集期間は7月15日まで。

▼ このSAS案の全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.aicpa.org/download/auditstd/Subsequent_Events_ED_final.pdf

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.